

「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成26年9月29日)

現 行	変 更 後
第1条～第10条 (省 略)	第1条～第10条 (現行どおり)
<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引という。甲は、本取引において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になること、売買価格差を二重に負担することとなること<u>および証拠金が売り買い双方に必要となること等</u>の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることを承諾したうえで行うものとする。</p>	<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引という。甲は、本取引において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になること<u>および売買価格差を二重に負担することとなること</u>などの経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることを承諾したうえで行うものとする。</p>
第12条 (省 略)	第12条 (現行どおり)
<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>2 乙は、本口座の有効比率を一定間隔で確認し、その際に有効比率が120%以下となっている場合には、その旨を通知するアラートメールを甲の登録メールアドレスに送信する。</p>	<p>2 乙は、本口座の有効比率を一定間隔で確認し、その際に有効比率が、<u>下記に定める割合以下となっていた場合、その旨を通知するアラートメールを</u>および<u>プレアラートメールを甲の登録メールアドレスに送信する。</u></p>
<p>(1) 乙は、甲の有効比率確認時に有効比率が100%以下となっている場合、注文中の注文を取消した上、全建玉を強制決済する。その後、オートパイロット注文の稼働は停止する。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>(1) <u>個人口座</u> <u>・120%以下：プレアラート</u> <u>・75%以下：アラート</u></p> <p>(2) <u>法人口座</u> <u>・150%以下：プレアラート</u> <u>・120%以下：アラート</u></p> <p>3 乙は、ロスカットを次の通り発動するものとする。 (1) 乙は、甲の有効比率確認時に<u>有効比率が50% (法人は100%)</u>以下となっている場合、注文中の注文を取消した<u>うえ</u>、全建玉を強制決済する。その後、オートパイロット注文の稼働は停止する。 (2) (現行どおり)</p>
<p>4 甲は、システムの有効比率の確認時において、<u>有効比率が120%以下であることを認識することなく100%以下となった場合には</u>、アラートメールが送信されることなくロスカット注文が執行されることを承諾する。</p>	<p>4 甲は、システムの有効比率の確認時において、アラートメールが送信されることなくロスカット注文が執行される場合があることを承諾する。</p>
<p>5 甲は、システムの有効比率の確認が次の各号に定められた通り行われるため、急激な相場変動時等には、<u>有効比率100%</u>を大きく割込んだ時点で強制決済されること</p>	<p>5 甲は、システムの有効比率の確認が次の各号に定められた通り行われるため、急激な相場変動時等には、<u>有効比率が個人口座は50%、法人口座は100%</u>を大きく割込</p>

現 行	変 更 後
<p>があることおよび有効比率がマイナスの時点で強制決済される<u>可能性がある</u>ことを承諾する。<u>また、甲は、有効証拠金がマイナスとなった場合、乙に対して当該マイナス相当額を直ちに支払わなければならない</u>ことを承諾する。</p>	<p>んだ時点で強制決済されることがあることおよび有効比率がマイナスの時点で強制決済され、<u>預託資金以上の損失が発生する可能性がある</u>ことを承諾する。甲は<u>預託資金以上の損失が発生した場合、乙に対して損失額と預託資金の差額を直ちに支払わなければならない</u>ことを承諾する。</p>
<p>【有効比率の確認間隔】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200%超：約 10 分 ・ 150%超 200%以下：約 5 分 ・ 150%以下：約 1 分 	<p>【有効比率の確認間隔】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200%超：約 5 分 ・ 200%以下：約 1 分
<p>6 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>6 (現行どおり)</p> <p>第14条 (証拠金不足の処理)</p>
<p>第14条～第25条 (省 略)</p> <p>第26条 (免責事項)</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 乙が甲の届出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、回線会社等による制限等によって遅延または不着となったことにより生じた損害。</p> <p>(13) (省 略)</p> <p>(14) 第13条に定義するロスカットが、乙の責めに帰さない事由により遅延もしくは執行されなかったことにより生じる損害。</p>	<p><u>本取引の取引時間終了時において、証拠金不足が生じた場合、乙は、甲の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨をメールにて通知する。この場合、甲は、不足額以上の額を、乙が定める日時までに本口座に入金するものとする。乙は、甲からの不足額に係る入金またはすべての建玉の決済を確認できなかった場合は、乙所定の時間において、注文中の注文を取消したうえで、甲が保有するすべての建玉を決済する（以下「強制決済」という）ものとする。</u></p> <p>2 <u>強制決済の結果、甲に残債務が生じた場合には、甲は、当該残債務に相当する金銭を乙にただちに支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>強制決済の結果、甲の確定した損害に関して、乙は一切責任を負わないものとする。</u></p> <p>第15条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (免責事項)</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 乙が甲の届出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、回線会社等による制限等によって遅延または不着となったことにより生じた損害。</p> <p>(13) (省 略)</p> <p>(14) 第13条に定義するロスカットが、乙の責めに帰さない事由により遅延もしくは執行されなかったことにより生じる損害。</p>	<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(1)～(11) (現行どおり)</p> <p>(12) 乙が甲の届出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、<u>本取引に関係するコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障や回線会社等による制限等によって遅延または不着となったことにより生じた損害。</u></p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p>(14) 第13条に定義するロスカットおよび第14条に定義する強制決済が、乙の責めに帰さない事由により遅延もしくは執行されなかったことにより</p>

現 行	変 更 後
<p>(15) ~ (19) (省 略)</p> <p>第27条~第32条 (省 略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年 7 月28日</p>	<p>生じる損害。</p> <p>(15) ~ (19) (現行どおり)</p> <p>第28条~第33条 (現行どおり)</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年 9 月29日</p>